

評価対象

事務事業名	ごみ分別アプリ保守	開始年度	平成 28 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所ごみ減量推進係	種別	28 新規
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要

事業の目的	資源・ごみの分け方や出し方、回収日・収集日の検索及び区からのお知らせ配信等の機能を備えたスマートフォン用ごみ分別アプリを作成し、無償で区民に提供することにより、ごみ分別アプリを活用したごみ出し時の利便性の向上や資源とごみの分別によるごみの減量化・再資源化の推進を図ります。
事業の対象	区民
事業の概要	ごみ分別に関する各種機能を持ったスマートフォン用ごみ分別アプリを区民向けに無料配信します。 ≪カレンダー機能&出し忘れ防止アラーム≫ お住まいの地域の集積所の資源・ごみの回収・収集日程を確認できます。また、回収・収集の当日または前日等、任意に設定した時刻に、出し忘れ防止のアラーム設定が可能です。 ≪ごみ分別辞典≫ 品目を入力すると、その品目の分別区分や排出時の注意点等を確認できます。 ≪マップ機能≫ ごみ処理券取扱所や拠点回収場所、エコショップなどの位置検索ができます。 ≪お知らせ機能≫ 清掃・リサイクル関連イベント等をお知らせします。 ≪ゲーム機能≫ ゲームで楽しみながら、分別について学べます。
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	アプリダウンロード数			指標2	お知らせ回数			指標3	資源化率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2,500	632	25.3%	平成28年度	20	6	30.0%	平成28年度	31.70%	30.1%	95.0%
	平成29年度	2,500	3,631	145.2%	平成29年度	20	21	105.0%	平成29年度	33.60%	29.5%	87.8%
	平成30年度	2,500	—	—	平成30年度	20	—	—	平成30年度	35.60%	—	—
指標から見た事業の成果	平成28年度は、12月21日から事業を開始したため、約3か月分のダウンロード数、お知らせ回数です。平成29年度については目標を達成しています。平成29年度の資源化率は、平成28年度と比較しごみ排出量が増加し、資源回収量が減少したため目標に達しませんでした。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,953	3,953	0	0	0	0	—	—	3,953	2,063	52%
平成29年度	843	843	0	0	0	0	—	—	843	842	100%
平成30年度	843	843	0	0	0	0	—	—	843	—	—
事業費から見た事業の状況	決算額や執行率の観点から、事業費について適正に執行していると言えます。なお、平成28年度はアプリの導入を行ったため、事業費が次年度以降に比べ多くなっています。今後のごみ分別アプリ保守業務における事業費については平成32年度まで現状を維持し、それ以降については検討を行います。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区の分別を知らない区内への新規転入者の増加や今後より一層スマートフォンが普及することにより、継続的にごみ分別アプリの需要が見込まれます。ごみ分別アプリ利用者に対する情報提供の手段としてお知らせ機能の活用も図ります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	千代田区、杉並区、足立区、世田谷区、国分寺市、小金井市、日野市、鎌ヶ谷市、横浜市、大和市、高槻市、川越市等スマートフォンアプリ導入の自治体が年々増加しています。
コスト削減の余地 工夫・余地	受注者のごみ分別アプリ保守に関する必要な経費を支出しています。コスト削減の余地については、同種のごみ分別アプリを利用する他自治体等の動向を注視し、今後検討していく予定です。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	ごみ分別アプリの保守管理業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	区の人口からすると(平成30年1月1日現在:253,639人)、ごみ分別アプリの利用率は約1.7%です。身近なごみ分別アプリを普及し、より一層のごみの適正排出や資源化の促進を図るため、ごみ分別アプリの更なる普及のためのPRを行う必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	ごみの適正排出や資源化の促進を図るため、イベントやパネル展での展示や啓発品配布の際のちらし同封など効果的なごみ分別アプリの普及啓発とごみ分別アプリを活用した情報発信を行っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	ごみの適正排出や資源化の促進を図るため、区が主導的に実施する必要があります。区への新規転入者や更なるスマートフォン利用者の増加に伴い、アプリの継続配信、運用が必要であるとともに既存利用者へもお知らせ機能を活用した情報提供が必要です。
② 事業の効果性	4	アプリダウンロード数から把握できる通り、安定的に利用者が増加しており、ごみの適正排出や資源化の促進に寄与できています。当初目標設定時のダウンロード数を上回っており、今後も区民への周知に努めます。
③ 事業の効率性	4	他自治体の取り組み状況や、区民の情報収集手段の多様化(紙媒体が以外のICTの活用等)を鑑みると、アプリを活用したごみ分別の普及啓発は妥当と言え、業務委託により実施することは効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	今後も今年度と同様の事業内容で実施していくべきものと考えます。ごみの適正排出や資源化の促進を図るため、ガイドブック等紙媒体での区民への啓発はもとより、電子媒体による普及啓発を推進します。 区ホームページ内でごみ分別アプリに関するPRを行うとともに、清掃・リサイクル関連イベント等でのパネル展示やPRちらしの配布等により、普及啓発を行います。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	3R推進事業	開始年度	平成 18 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量推進係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要

事業の目的	環境に配慮した持続可能な社会の実現にあたっては、3R（ごみ発生抑制（リデュース）、資源の再利用（リユース）・再生利用（リサイクル））を区民・事業者・区が協働・連携しながら進めることが重要で、3Rの意識の醸成に向けた普及・啓発活動を行うことにより、限りある資源の循環の輪を途切れさせない循環型社会を目指します。
事業の対象	区民（在住・在勤・在学）及び区内事業者
事業の概要	<p>港区一般廃棄物処理基本計画では、循環型社会の形成のための主な手段として3Rを位置づけており、区民・事業者・区の三者が協働・連携して3R（リデュース「発生抑制」・リユース「再使用」・リサイクル「再生利用」）を進めていくための具体的な方法を検討する手段として、平成18年に「港区3R推進行動会議」を設置しました。この3R推進行動会議において港区一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量の削減目標を実現するために「港区3R推進行動計画」を定め、その計画に基づき3Rを広めるための普及・啓発事業を企画し、実施しています。</p> <p>【3R推進事業（年間実施回数）】          3R推進行動会議（4回）、3R企画会議（2回）、区民向け学習会（14回）、事業者向けセミナー（2回）、3Rキャンペーン（4回）、全体会（みなとごみ0ハッピー大作戦1回）          なお、当該事業に係る主な経費は、3R推進事業に関する運営支援業務委託と3R推進行動会議の委員報酬、区民向け学習会等の講師謝礼となっています。</p>
根拠法令等	「3R推進行動会議」設置要領

事業の成果

指標	指標1	資源化率			指標2	区民向け学習会受講者数			指標3	事業者向けセミナーの受講者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	31.70%	30.1%		95.0%	平成28年度	260		173	66.5%	平成28年度
平成29年度	33.60%	29.5%	87.8%	平成29年度	260	209	80.4%	平成29年度	100	16	16.0%	
平成30年度	35.60%	—	—	平成30年度	260	—	—	平成30年度	100	—	—	

指標から見た事業の成果

3R推進行動会議委員との協働・連携によりごみ減量やリサイクルに関する講座・セミナー・イベント等を実施しています。平成21年度から実施している段ボールコンポスト講習会（区民向け学習会）では、過去受講者だった区民が講師として活動しています。平成29年度は、いきいきプラザ等と連携した段ボールコンポストの出前講座と親子向け講座、エコ料理教室を開催し、計209名の参加がありました。また、事業者に対してもセミナーやパネル展示会場等のイベントへの参加を促し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の重要性を広めています。平成29年度は、飲食店等の関わりが深い食品ロスや紙ごみに関するテーマで講習会を実施しましたが、参加者が16名と奮いませんでした。小規模店舗は従業員数が少なく参加しにくい状況にあります。なお、ごみ量に対する資源化率の平成29年度以降の当初予定は、平成29年3月に改定した港区一般廃棄物処理基本計画の中間見直しによる数値となっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,210	9,210	0	0	0	0	-1,104	0	8,106	7,775	96%
平成29年度	7,682	7,682	0	0	0	0	0	0	7,682	6,487	84%
平成30年度	7,874	7,874	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

平成28年度の流用分は、限りある資源の循環利用(蛍光灯、乾電池処理業務委託)に充当しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	港区一般廃棄物処理基本計画のごみ量削減に向けて、可燃ごみの組成の中に多く含まれる食品廃棄物、紙ごみを削減していくため、食品ロス削減と紙ごみ削減に関する事業者セミナーを実施しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成26年度までは区内のごみ量全体は減少傾向でしたが、近年区のごみ量は増加傾向に転じ、今後の状況も人口増や事業所の増加が見込まれることから、港区一般廃棄物処理基本計画に掲げる年次の数値目標を達成できていない状況にあります。区と区民、事業者との協働を一層強化し、ごみの減量を着実に推進していく必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも、区民・事業者・区の三者で協働して、ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）に取り組んでいる区が4区あります。 (参考：千代田区、新宿区、葛飾区、世田谷区)
コスト削減の工夫・余地	区民、事業者、区の協働の3R推進の取組については、民間のノウハウを活用した取り組みは不可欠で、運営支援の業務委託を行い効果を上げています。また、区民向け学習会を実施する中で参加者の中から講師が生まれるなど経費の節減に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	3R推進行動会議の運営、企画・事業実施についての支援業務を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	講習会により多くの区民が参加でき、普及啓発につながるよう開催場所を各地区で順番で行うなど工夫をしてきました。また、子どもから高齢者まで幅広い多世代でごみ減量の取り組めるよう、土曜日での事業実施や夏休みに小学生の親子を対象にした事業も実施しています。今後参加者の動向を見て、開催の時期、時間帯をさらに工夫していく必要があります。 講座の内容をより魅力的にし、区民・事業者に興味をもってもらうためにも、環境課やエコプラザ・いきいきプラザの指定管理者等と引き続き連携をとり事業を実施していく必要があります。 事業者向け講座は、小規模事業者がなかなか参加しにくい状況にもかかわらず参加したくなるような魅力的な事業者にとって有益な講座を開催していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	資源化率を向上させるためには、可燃ごみに含まれる紙ごみと食品廃棄物の削減のための普及啓発が引き続き重要となります。啓発の工夫や講座内容の工夫によりより効果的な普及啓発を実施していく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	港区一般廃棄物処理基本計画で目標としたごみ量削減のため、区民・事業者との協働による3Rの推進は重要です。
② 事業の効果性	4	区民・事業者・区の委員からなる3R推進行動会議による普及・啓発活動は、それぞれの立場からの意見や要望を活かした普及・啓発事業を展開しており、有効です。より多くの参加者や講座の受講数の増加のためには、それぞれの意識の醸成につながるような内容の工夫や検討が必要となります。
③ 事業の効率性	4	3R推進行動会議による3Rの推進は、区民・事業者・区のそれぞれの立場の意見を交えとともに、支援業務の業務委託による民間の専門性を活かした適切な助言を一同が会する場で行うことができ、効率的であるといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区民や事業者に3Rについて広く周知するため、そして、ごみの減量・資源化に向けた日常的な行動や意識の改革のために、普及啓発は欠かすことができません。学習会や各種事業の実施にあたっては、3R推進行動会議の意見を聞きながら企画しています。講座内容に応じて平日以外の開催や参加しやすい時間帯での設定、短期大学やいきいきプラザとの連携事業など、工夫をしながら事業を実施しています。 また、最近では「食品ロス削減」についても3Rのうちの「リデュース」の取り組みの中で注目されています。今後の3R推進事業は、新たな課題を取り入れつつ、区民団体・事業者・学生等と連携しながら、継続していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 355

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	容器包装リサイクル	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要

事業の目的	容器包装リサイクル法に基づき、区民及び小規模事業者から排出される茶・透明以外のびんを資源として回収することにより、ごみの減量及び再資源化を推進します。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者から排出される容器包装のうち、法律で市区町村が再商品化に要する経費を負担することとなっている「その他の色のガラスびん」が対象です。
事業の概要	資源・ごみ集積所から回収したびんについては、港資源化センターで色別に分け、茶色と透明のびんを除いた「その他の色のガラスびん」を国が指定した公益財団法人日本容器リサイクル協会（以下指定法人）に引き渡しています。
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果

指標	指標1	その他の色のガラスびん引渡量 (t)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1,720	1,739	101.1%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1,838	1,695	92.2%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1,692	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	適切な処理を行うことで、ごみの減量と資源の有効利用が図られています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,747	1,747	0	0	0	0	0	0	1,747	1,457	83%
平成29年度	1,769	1,769	0	0	0	0	0	0	1,769	1,630	92%
平成30年度	1,694	1,694	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成28年度 市町村負担分の比率 8%、再商品化実施委託単価 9.7円 平成29年度 市町村負担分の比率 9%、再商品化実施委託単価 9.9円										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	「その他の色のガラスびん」の引渡量は1,700t前後で推移しています。ごみの減量と資源の有効利用のために今後も必要な事業です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	全国では、平成28年度1,270市区町村が指定法人へ再商品化を委託しています。 (特別区内では28年度実績で、23区中20区が指定法人への委託を行っています。)
コスト削減の工夫・余地	再商品化単価及び市町村負担率は国が決定しており、実績に基づく負担となっていますので、コスト削減は困難ですが、今後、指定法人へ引き渡すよりもコストがかからない適切な処理方法が無いか検討します。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	「その他の色のガラスびん」を指定法人へ引き渡し、再商品化を委託しています。引き渡した全量のうち、市町村負担分の9%につき、負担金を支出しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	「その他の色のガラスびん」はワインのびんが大半を占めており、ワイン消費量の拡大、人口増などにより今後も平成29年度と同程度の回収量が見込まれます。現行の法令では、回収は区の役割と定められていることから、引き続き区が資源として回収しています。
次年度へ向けた事務の改善点	平成27年度に実施したごみ排出実態調査では、不燃ごみ中に資源となるびんが約4.3%含まれていました。資源として適切に排出されるよう、資源の出し方等の情報提供や啓発を工夫していく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	容器包装リサイクル法で区の役割が定められており、区が実施すべき事業です。
② 事業の効果性	5	容器包装廃棄物は、指定法人によって適切な方法で再商品化されており、ごみの減量、資源の循環利用推進に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	多くの自治体が指定法人に引き渡すことにより、再商品化に向けて効率的で無駄のない処理が行われています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	容器包装リサイクル法に基づき、今後も事業を継続します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 356

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	ペットボトル回収	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

## 事業概要

事業の目的	ペットボトルを資源として回収することにより、ごみの減量及び再資源化を推進します。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>使用済みのペットボトルは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理（選別・圧縮・梱包）を行う港資源化センターへ搬入します。</p> <p>※平成9年度に東京都が開始し、清掃事業の特別区への移管後も継続して行ってきた店頭回収（東京ルールⅢ）は、平成20年度には全ての区で集積所回収を実施したことにより、店頭における回収量が大幅に低下したことから、平成27年2月末日（店舗からの回収は経過措置により3月末日まで）で廃止しました。</p> <p>また、平成27年度の収集体制の見直しに合わせてペットボトルの回収の効率化について検討した結果、拠点回収も平成26年度3月末で廃止しました。</p>
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

## 事業の成果

指標	指標1	ペットボトル回収総重量（t）			指標2	回収車延べ台数（台）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度				
		1,163	1,080	92.9%		1,570	1,552	98.9%				
		1,153	1,156	100.3%		1,570	1,550	98.7%				
		1,194	—	—		1,560	—	—			—	—
指標から見た事業の成果	<p>回収したペットボトルについては、港資源化センターで中間処理を行ったうえで、公益財団法人日本容器リサイクル協会の入札によって決定した事業者に引き渡しています。引渡し量に応じた金額が、日本容器リサイクル協会から支払われ、区の収入になります。</p> <p>回収したペットボトルの売却代金（売却単価は入札により決定するため、市場価格により大きく異なることがあります。）</p> <p>28年度 28,988,513円 29年度 44,418,163円</p>											

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	98,259	98,259	0	0	0	0	0	0	98,259	96,949	99%
平成29年度	98,584	98,584	0	0	0	0	-141	0	98,443	97,101	99%
平成30年度	98,295	98,295	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	—										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成27年度に実施した区民アンケート調査では、回収する資源の品目数について「適当である」との意見が約77%を占めています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区(22区)も同様の内容で事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	排出量の多い夏季や年末年始は、通常の車両とは別に対策車を雇い上げて収集する等、効率的な収集に努めています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	貨物自動車等を用いて、資源・ごみ集積所等からペットボトルを回収し、港資源化センターへ搬入する業務を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	ペットボトルは港資源化センターで中間処理を行います。設備機器の故障や将来施設の更新を行う場合は、受け入れ先の確保が大きな課題となります。国に対し、製造・販売事業者による自主回収の拡充を要望していますが、現行の法令では、区市町村の役割と定められていることから、引き続き区が資源として回収しています。
次年度へ向けた事務の改善点	中間処理施設の設備機器が使用不能となった場合の受け入れ先の確保について検討が必要です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	容器包装リサイクル法では、「分別排出」を消費者が、「分別収集」を区市町村が、「リサイクル」を事業者が担うこととなっています。このため、家庭から排出されるペットボトルの分別収集は区の責務です。
② 事業の効果性	5	回収方法を効率的に行うことにより、コストの削減を行っています。また、事業者に引き渡したペットボトルは再商品化されており、資源として有効利用されています。
③ 事業の効率性	5	平成27年度のごみ収集体制の見直しに合わせてペットボトル回収の効率化について検討し、コストを削減しました。また回収量の増加する時期には、対策車両を雇い上げることで効率的な収集を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充    ● 継続    ○ 改善    ○ 廃止    ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	製造・販売事業者による自主回収の拡充を要望していますが、現行の法令では、引き続き区が資源として回収していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 357

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	資源プラスチック回収	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要

事業の目的	プラスチックを資源として回収することにより、循環型社会・低炭素社会の形成を推進します。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>平成20年10月から全国に先駆けて全てのプラスチック（容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチック）を資源として回収し、リサイクルしています。</p> <p>プラスチックは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理（選別・圧縮・梱包）施設である港資源化センターへ搬入します。</p> <p>搬入されたプラスチックは、港資源化センターで中間処理を行った上で、プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル協会に、容器包装の一部及び製品プラスチックは民間事業者に引き渡し、それぞれ再商品化されています。</p>
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果

指標	指標1	回収総重量（t）			指標2	回収車延べ台数（台）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	4,110	2,569	62.5%	平成28年度	3,421	3,410	99.7%	平成28年度			
平成29年度	2,868	2,527	88.1%	平成29年度	3,432	3,410	99.4%	平成29年度				
平成30年度	2,970	—	—	平成30年度	3,410	—	—	平成30年度		—	—	

  

指標から見た事業の成果	リサイクル量	容器包装リサイクル協会		民間事業者	
		28年度	プラスチック製容器包装1,589.86 t	製品プラスチック	516.44 t
		29年度	プラスチック製容器包装1,598.38 t	製品プラスチック	534.26 t

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	209,705	179,704	0	0	0	30,001	0	0	209,705	207,035	99%
平成29年度	209,936	179,935	0	0	0	30,001	0	0	209,936	208,457	99%
平成30年度	211,292	181,292	0	0	0	30,000	—	—	—	—	—

  

事業費から見た事業の状況	—
--------------	---

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	プラスチックの処理方法についての区民アンケートでは、「どの手法が良いかはわからないが環境負荷の少ない方法を選択すべき」、「現状のとおり資源として回収し、製品の原料などとして再生利用すべき」との意見が約8割を占めています。清掃工場で焼却して熱回収するサーマルリサイクル等に比べても環境負荷の少ない現在のリサイクル手法は区民ニーズにマッチしています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	平成29年度では23区中、港区と同様にすべてのプラスチックを分別回収しリサイクルしているのは1区(千代田区)、容器包装プラスチックのみを分別回収し、リサイクルしているのは10区です。その他の11区は可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却し、熱をエネルギーとして回収しています。
コスト削減の余地 工夫・余地	大田区と足立区の民間処理施設に委託していた、プラスチックの中間処理を平成24年度から「港資源化センター」で実施したことや、平成27年度に収集体制を見直したことにより、経費の大幅な削減を図っています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	貨物自動車等を用いて、資源・ごみ集積所等から資源プラスチックを回収し、港資源化センターへ搬入する業務を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装以外のプラスチックを資源として回収する自治体が少ないこともあって、可燃ごみに資源プラスチックが混入している状況にあります。PRの強化等による分別の徹底が課題となっています。</li> <li>・中間処理施設が1施設しかないため、設備機器の故障や将来の施設の改築や設備機器の更新をする場合は、工事期間中の資源プラスチックの受け入れ先の確保が大きな課題となります。</li> <li>・国に対し、製造・販売事業者による自主回収の拡充を要望していますが、現行の法令では、ペットボトルと併せて区市町村の役割と定められていることから引き続き区が資源として回収しています。</li> </ul>
次年度へ向けた事務の改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの分別排出について、継続的に住民にPRをしていきます。</li> <li>・中間処理施設の設備機器が使用不能となった場合の受け入れ先の確保について検討が必要です。</li> </ul>

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	家庭から出される全ての廃棄物の処理は区の責務であり、資源プラスチックの回収も製造者等による回収が実現されるまでは区が実施すべき事業です。
② 事業の効果性	5	リサイクルされたプラスチックは国内で循環利用されており、資源の有効活用を果たしています。また、全てのプラスチックを焼却した場合に比べ、二酸化炭素排出量を80%程度低減できています。
③ 事業の効率性	5	平成23年度までは、大田区と足立区の民間処理施設に運搬して中間処理を行っていましたが、平成24年度から港資源化センターに設備を設置して処理を行っています。これにより回収車両1日あたりの作業回数が2回から3回に増え、車両台数も6台減車するなど、業務の効率化を図っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	平成20年度から全国に先駆けてすべてのプラスチックを資源として回収し、再資源化しています。 自区内で中間処理を行うことによりコストの削減も行ってきました。 今後も分別排出の徹底により資源化率向上を図りながら、引き続き資源プラスチック回収を行い、ごみの減量と資源化を推進していきます。

No 358

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	資源回収	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要

事業の目的	古紙・びん・缶等を資源として回収することにより、ごみの減量化、再資源化を推進します。また、ごみの減量化を推進することにより、最終処分場の延命化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	古紙（新聞、雑誌、段ボール等）や飲料用のびん、缶を週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、びんや缶は中間処理（選別・圧縮・梱包）を行う港資源化センターへ、古紙は区内民間古紙問屋へ搬入します。 また、古紙を第三者が持ち去る事例は少なくなってきたものの、依然として見受けられることから、港区では回収日の午前6時から午前10時まで民間の警備会社に委託して資源持ち去り防止パトロールを実施しています。
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果

指標	指標1	古紙回収総重量（t）			指標2	びん・缶回収総重量（t）			指標3	回収車延べ台数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	8,432	7,173	85.1%	平成28年度	4,484	4,372	97.5%	平成28年度	7,872	7,839	99.6%
平成29年度	8,073	7,082	87.7%	平成29年度	4,728	4,286	90.7%	平成29年度	7,872	7,814	99.3%	
平成30年度	8,360	—	—	平成30年度	4,896	—	—	平成30年度	7,822	—	—	

指標から見た事業の成果  
回収した古紙は、区内民間古紙問屋に売却しています。また、びん・缶については港資源化センターで中間処理を行った上で売却しています。  
回収した資源の売却金  
28年度（合計：108,563千円）  
（内訳）古紙69,979千円、缶36,883千円、びん（白・茶・リターナブル）1,701千円  
29年度（合計：123,208千円）  
（内訳）古紙73,850千円、缶47,651千円、びん（白・茶・リターナブル）1,707千円

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	431,766	250,160	0	0	0	181,597	0	0	431,766	427,640	99%
平成29年度	431,647	319,230	0	0	0	112,417	-129	0	431,518	429,817	100%
平成30年度	437,499	317,016	0	0	0	120,483	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
—

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成27年度に実施した区民アンケート調査では、回収する資源の品目数について「適当である」との意見が約77%を占めています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区(22区)も同様の内容で事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	回収した古紙や缶については売却して収入を得ています。 また、大規模集合住宅や町会・自治会等が自ら資源を集めて民間の回収事業者を引き渡す「集団回収」を推進することで、区の回収コストを削減しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	貨物自動車等を用いて、資源・ごみ集積所等から資源(びん・缶)を回収し、港資源化センターへ搬入する業務、及び、資源・ごみ集積所等から資源(古紙、びん・缶、ペットボトル、資源プラスチック等)を回収し、古紙センター等へ搬入する業務を委託しています。 また、資源の持ち去りに対し、資源持ち去りパトロールの業務を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	びん・缶については港資源化センターで中間処理を行いますが、設備機器の故障や将来の施設の更新を行う場合は受け入れ先の確保が大きな課題となります。 また、古紙を第三者が持ち去る事例は、減少しているものの根絶には至っていません。
次年度へ向けた事務の改善点	・ 中間処理施設の設備機器が使用不能になった場合の受け入れ先の確保について検討が必要です。 ・ 古紙の持ち去り対策としてパトロールを継続して実施します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	引き続き、町会や自治会等による「集団回収」を奨励していきます。 また「集団回収」では回収されない資源については、法令等に基づき、区の責任において貴重な資源として分別収集していきます。
② 事業の効果性	5	循環利用が可能な廃棄物を資源として分別回収することで、ごみ量の削減による最終処分場の延命化も図られています。
③ 事業の効率性	4	排出量の多い時期には対策車を雇い上げる等、効率的な回収を実施しています。これにより回収車両台数の適正化に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	循環利用が可能な廃棄物を分別回収し、リサイクルをすることは、循環型社会形成への取組として有効です。今後も区民の主体的な取組である集団回収団体への支援に努めながら、区による回収についても継続して実施します。				

評価対象

事務事業名	廃棄物処理手数料	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要

事業の目的	区が収集する事業系一般廃棄物及び家庭から排出される粗大ごみや臨時ごみ等の処理に要する経費を廃棄物処理手数料として徴収することにより、ごみ量に応じた受益者負担の公平性を確保するとともに、ごみの排出抑制や再利用、資源化を促進します。
事業の対象	①少量排出事業者から区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、資源等 ②家庭から出される粗大ごみ、多量ごみ、臨時ごみ（ただし生活保護世帯等は条例により手数料を免除または減額しています。）
事業の概要	事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料をごみ処理券により徴収します。廃棄物処理手数料は、「有料ごみ処理券」として、区有施設や区内のコンビニエンスストア等で販売しています。 少量排出事業者は、排出するごみ袋の容量に応じた10ℓ、20ℓ、45ℓ、70ℓの「事業系有料ごみ処理券」を購入の上、貼付して決められた曜日に集積所に排出します。 家庭から出される粗大ごみについては、排出する品目ごとに区規則で定めた手数料と同額分の「有料粗大ごみ処理券」を200円券と300円券の組み合わせで購入の上、貼付して区が指定する日に玄関前等に排出、または芝浦清掃作業所へ直接持ち込みます。また、多量ごみ（1日あたり10kgを超える量のごみを排出する場合）、臨時ごみ（地域ごとに決められた収集曜日以外にごみを排出する場合）についても別途手数料を徴収します。
根拠法令等	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則 港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

事業の成果

指標	指標 1	有料ごみ処理券販売枚数（粗大）			指標 2	有料ごみ処理券販売枚数（事業系）			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	410,000	396,222		96.6%	平成28年度	1,360,000		1,324,915	97.4%	平成28年度
平成29年度	610,000	499,140	81.8%	平成29年度	1,396,050	1,305,895	93.5%	平成29年度				
平成30年度	650,000	—	—	平成30年度	1,300,000	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
人口の増加等により家庭から排出される粗大ごみ量は年々増加しており、有料ごみ処理券の販売も増加傾向にありますが、事業系一般廃棄物については、民間収集業者への移行をお願いしており、販売実績は減少傾向にあります。  
なお、必要なごみ処理券が貼付されていないごみが排出されたときは、収集は行わず、警告用のシールを貼付して改めての排出をお願いする等、負担の公平の確保に取り組んでいます。  
ごみ処理券販売金額：粗大 123,674,430円 事業系 307,053,305円

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	29,662	29,662	0	0	0	0	0	0	29,662	28,271	95%
平成29年度	44,228	44,228	0	0	0	0	-1,114	0	43,114	37,851	88%
平成30年度	33,139	33,139	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
平成29年度は10月に手数料の改定を実施したため、報告書等の印刷や旧券となる現行の事業系有料ごみ処理券の回収及び還付等が見込まれることから予算額が増えています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	今後も人口の増加が予想されることから、「有料粗大ごみ処理券」の印刷数は増加が見込まれます。 少量排出事業者に対しては、引き続き民間収集事業者への移行をお願いしていきませんが、極めて少量しか排出しない場合は、民間収集業者と契約できないケースがあり、「事業系有料ごみ処理券」についても、今後も発行を継続していく必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料は23区で同一額です。一方で粗大ごみ処理手数料は各区が独自に定めることとしており、手数料額に若干の差異があります。
コスト削減の工夫・余地	清掃事業が東京都から23区に移管された後も、有料ごみ処理券については統一したデザインのごみ処理券を印刷することや、発注などの管理システムも23区が共同で開発し、スケールメリットを活かしたコスト削減を図っています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	廃棄物処理手数料の徴収事務委託 有料ごみ処理券の配送及び保管業務委託 有料ごみ処理券管理システム用の収入済データ作成処理委託 有料ごみ処理券管理システムの年間保守委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	事業系有料ごみ処理券は、概ね4年ごとに手数料の見直しを行いますが、改定した際には旧券が使用できなくなるため、未使用の処理券が数多く発生します。
次年度へ向けた事務の改善点	券種を誤購入した問合せが増えているため、取扱所への立入検査の際に、購入者へ券種の確認をするよう指導していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	一般廃棄物の処理責任が区市町村にあることから、区が行うべき事業です。
② 事業の効果性	5	廃棄物処理手数料として徴収することにより、物を大切にすると等、廃棄物の発生抑制・再利用・資源化を促進し、ごみ量の排出に対する負担を公平にしています。
③ 事業の効率性	5	東京23区のスケールメリットを活かし、事業コストの削減と事務の効率化に取り組んでいます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区では廃棄物の発生抑制に向けて様々な取り組みを進めていきますが、今後も粗大ごみや少量排出事業者の廃棄物については、区が収集する必要があることから評価は「継続」としました。

評価対象

事務事業名	可燃ごみ・不燃ごみ収集	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適正で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要

事業の目的	可燃ごみ及び不燃ごみを適切に収集、運搬するとともに、不燃ごみに含まれる金属等の再資源化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>【可燃ごみ収集】週2回（新橋の一部及び六本木の一部地域は週3回）地域毎に決められた曜日に、資源・ごみ集積所から収集しています。収集した可燃ごみは、港清掃工場に搬入しています。なお、台場地域は管路収集（集合住宅等に設置した利用者設備に貯留した可燃ごみを輸送管内において空気の力で自動的に収集し、清掃工場まで運ぶもの）により有明清掃工場に運んでいます。</p> <p>【不燃ごみ収集】月2回（新橋の一部、六本木の一部及び台場地域は週1回）地域毎に決められた曜日に、資源・ごみ集積所から収集しています。収集した不燃ごみは、芝浦清掃作業所に搬入し、中間処理（有用金属や蛍光灯の回収、スプレー缶などのガスの除去）を行い、大型車両に積み替えて京浜島不燃ごみ処理センター等に搬入します。</p> <p>【ふれあい収集】ごみの排出指導、高齢者世帯等を対象とした戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し、事業系ごみの自己処理の原則に基づく業者収集への移行の働きかけなどを行っています。</p>
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果

指標	指標1	収集車延べ台数（台）			指標2	不燃ごみから回収した有用金属の量			指標3	戸別訪問収集実施件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	14,880	14,963		100.6%	平成28年度	504		563	111.7%	平成28年度
平成29年度	14,800	14,905	100.7%	平成29年度	576	565	98.1%	平成29年度	520	501	96.3%	
平成30年度	15,280	—	—	平成30年度	576	—	—	平成30年度	520	—	—	

指標から見た事業の成果

- ・戸別訪問収集実施件数は、自力での排出が困難になることや転入等の増要素が転出や死亡等による減要素を上回りました。
- ・収集車の延べ台数は、ごみ量が多い年末年始等に臨時的に台数を増やしています。また、平成30年度から大規模集合住宅の不燃ごみ用に収集車両を増やしています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	619,176	338,540	0	0	0	280,636	-3,044	-28,000	588,132	581,030	99%
平成29年度	631,612	189,333	0	0	0	442,279	-5,932	-20,000	605,680	602,271	99%
平成30年度	663,704	380,416	0	0	0	283,288	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	—										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	大規模集合住宅の不燃ごみの収集について、車両火災の防止と資源化の推進を図るため、ごみを圧縮しないタイプの車両に変更しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	・区内人口の増加が進んでおり、今後、ごみ量は増加していくことが考えられます。 ・有用金属のピックアップ回収のように、区の中継施設を有効に活用しながらごみの減量と資源の循環利用を図り、埋立処分場の延命化等を推進していく必要があります。 ・高齢者世帯等を対象とした戸別訪問収集の件数が増加しており、ごみ排出者の高齢化に伴いさらにニーズが高まると見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	清掃車の雇上契約については東京二十三区清掃協議会が一括して契約を行っており、23区同一の内容(料金)で行なっています。
コスト削減の工夫・余地	収集作業の実施にあたり、作業員付の雇上車両を一定割合導入することで、経費を抑制しています。平成27年3月には収集体制を見直し、効率的な配車を行うことで車両にかかる経費を縮減しました。 また、不燃ごみの中の金属を回収し売却することで収入を得ています。
委託の有無	一部委託      なし 一部委託 全部委託
委託の内容	可燃ごみ収集の一部、不燃ごみ収集
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	・人口増に伴う、家庭廃棄物量の増加が予測される中、ごみの排出抑制と分別の徹底が課題となっています。また、事業系一般廃棄物の自己処理責任に基づき、行政収集量を減らしていくことで、家庭系廃棄物の収集に影響がないようにすることが必要です。 ・集積所の分散化が進み、以前に比べ排出量の少ない集積所の数が年々増加(平成30年3月31日現在11,912箇所)しており、作業効率が低下することから、必要となる収集車両台数が増加していくことが懸念されます。
次年度へ向けた事務の改善点	・区条例及び規則では、現行一日平均及び臨時に50kgを超えて排出する事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、区長が直接その処理をするよう命令できると定めていますが、この排出量を下げることについて検討する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	家庭廃棄物(家庭から排出される廃棄物)の収集運搬は区の責務です。
② 事業の効果性	5	ごみの収集は、区民生活に欠くことのできないものであり、施策の達成に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	収集体制の見直しを行い、平成27年3月から収集・運搬の効率化を図りました。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>条例では、事業系廃棄物の処理(収集・運搬・処分)は、家庭廃棄物の処理に支障がない範囲で行うこととしています。現在、港区で事業活動されている方から区による収集の要望が多く寄せられています。しかし、今後、家庭廃棄物が年々増加していくことが見込まれている中で、事業系一般廃棄物の収集量を減らしていくことにより、家庭廃棄物の収集に万全を期す必要があります。廃棄物に関する事業者の責務である「排出者責任」「自己処理責任」に基づく適正処理を徹底していくため、区に新規開設する事業者や現に区収集を利用する事業者に対して、一般廃棄物収集運搬業者の利用を要請していきます。 また、戸別訪問収集については高齢者や障害者の見守りの役割も果たしていることから、今後も事業を継続して区民サービス向上に努めていきます。</p>

No 361

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	粗大ごみ収集	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係	種別	28 レベルアップ
所管課長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要

事業の目的	区民から排出される、粗大ごみを適切に収集し、中継施設に運搬します。 また、収集した木製粗大ごみを建材等に使用される「パーティクルボード」にリサイクルします。
事業の対象	区民（在住者）
事業の概要	家庭から出る家具等の大きなごみ（おおむね30センチ以上のもの）は粗大ごみとして、有料で収集しています。 粗大ごみの収集の申込みの受付及び収集運搬を業務委託で行っています。 ①排出者は受付センターに申込みを行います。（電話またはインターネット） ②排出者は受付の際に案内する品目ごとに決められた有料の粗大ごみ処理券を貼付の上、玄関前など決められた場所に排出します。 ③区は小型ダンプ車や軽小型ダンプ車を使用して収集し、中継施設に搬入します。なお、収集は日曜日も行っています。 ④収集した粗大ごみは、中継施設において金属等の資源を回収した上で、大型車両に積替えて東京二十三区清掃一部事務組合の粗大ごみ破碎処理施設に搬入します。 ⑤平成27年2月からは芝浦清掃作業所への自己持込み（申込者が直接、粗大ごみを持込む）自己持込みの受入れを開始しました。 ⑥平成28年4月からは、中継施設において木製粗大ごみを選別し、民間処理施設に搬入してリサイクルしています。
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果

指標	指標1	収集重量 (t)			指標2	収集車延べ台数 (台)			指標3	木製粗大ごみ資源化量 (t)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1,933	1,540	79.7%	平成28年度	2,139	2,162	101.1%	平成28年度	124	305	246.0%
平成29年度	1,808	1,512	83.6%	平成29年度	2,139	2,206	103.1%	平成29年度	124	340	274.2%	
平成30年度	1,683	—	—	平成30年度	2,277	—	—	平成30年度	124	—	—	

指標から見た事業の成果

- ・粗大ごみは増加傾向にあり、申込みが集中する場合には適宜、臨時的収集車両を確保するなど、受付から収集までの期間が長期化しないように努めています。
- ・平成29年度は中継施設で粗大ごみの中から約352 tの金属複合物や羽毛ふとんを資源回収しました（木製粗大ごみの資源化量を除く）。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	215,489	215,489	0	0	0	0	3,044	0	218,533	218,443	100%
平成29年度	219,446	219,446	0	0	0	0	5,291	0	224,737	224,612	100%
平成30年度	233,035	83,535	0	0	0	149,500	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

—

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	粗大ごみの需要は増加傾向にあります。また、年度末や年末など申込が集中する時期には申込から収集までの期間が長すぎるとの意見が寄せられます。(申込から収集までは2週間程度の期間を要します。)今後の人口増により、さらに増加することが見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区中14区が共同して、粗大ごみの受付を「粗大ごみ受付センター(公益財団法人東京都環境整備公社)」に業務委託しています。
コスト削減の工夫・余地	申込受付(粗大ごみ受付センター)から収集(一般廃棄物収集運搬業者)まで民間への業務委託により効率化を図っており、コスト削減は難しい状況です。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	・粗大ごみを小型ダンプ車等を使用して収集し、粗大ごみ中継所等に搬入する業務、及び、中継所の管理とそれらに付帯する事務を委託しています。 ・電話及びインターネットによる粗大ごみ収集及び持込の申告受付業務を委託しています。 ・収集した粗大ごみのうち、木製のものについて、パーティクルボード等にマテリアルリサイクルするための中間処理等を行い、マテリアルリサイクル可能な状態に処理をした廃木材を、パーティクルボードにリサイクルする業務を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	粗大ごみは増加傾向にあり、今後さらに人口増が予想されていることから、収集が滞らないようにするには、自己持込みの受入数を増やすこと、粗大ごみ中継施設の拡張、収集体制の見直しについて検討する必要があります。 また、粗大ごみの減量化を図るため、木製粗大ごみの資源化の推進も課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	人口増に伴い、粗大ごみの受付件数も年々増加しています。それに伴い、申込みから収集までの期間が長くなっている傾向があり、その期間の短縮による区民サービス向上の観点から、収集台数の増加を検討する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	粗大ごみの収集は、環境美化の観点からも区民生活に欠くことのできないものであり、継続する必要があります。
② 事業の効果性	5	ごみの収集は、区民生活に欠くことのできないものであり、施策の達成に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	民間を活用し、経費を抑えています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	増加している需要を踏まえながら、受付から収集までのサービス向上に努め、継続して実施します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 362

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	動物死体処理	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

## 事業概要

事業の目的	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、飼主や土地の占有者等から引取り依頼のあった動物死体を区が回収して、適切に処分することで生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。
事業の対象	25kg未満の動物死体のうち、飼主や土地の占有者等から引取り依頼のあったもの及び都道上のもの。
事業の概要	飼主から区に引取り依頼のあった動物死体は、委託事業者が1頭につき2,600円の動物死体処理手数料を徴収の上、自宅等から回収しています。 土地の占有者等から区に引取り依頼のあったペット以外の動物死体については、無料で委託事業者が回収しています。 また、東京都からの委託を受けて、みなとりサイクル清掃事務所の業務時間内に区内の都道上で発見された動物死体についても、区の委託事業者が回収しています。 回収した動物死体は動物専門の埋葬業者に引渡し、合同火葬した後に動物慰霊碑に合同埋葬しています。
根拠法令等	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

## 事業の成果

指標	指標1	ペット（有料） （単位：頭）			指標2	ペット以外（無料） ※都道分を除く（単位：頭）			指標3	都道（都から委託） （単位：件）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	110	126		114.5%	平成28年度	340		323	95.0%	平成28年度
平成29年度	120	145	120.8%	平成29年度	350	356	101.7%	平成29年度	60	112	186.7%	
平成30年度	110	—	—	平成30年度	340	—	—	平成30年度	60	—	—	

指標から見た事業の成果  
実績は年度によるばらつきがあり、最近では当初予定の件数を上回る傾向が見られるものの、区民等からの動物死体の回収依頼には全て対応できており、生活環境の保全と公衆衛生の向上が保たれています。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	8,116	6,817	0	0	0	1,299	0	0	8,116	7,839	97%
平成29年度	9,337	7,851	0	0	0	1,486	1,755	0	11,092	11,073	100%
平成30年度	9,331	8,018	0	0	0	1,313	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
動物死体の回収頭数は年々増加傾向にあります。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	衛生環境の悪化が懸念されることから、動物死体は速やかに回収して適切な処分を行うことが求められます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	ペットや家畜以外の動物死体については、法令で一般廃棄物となっていることから、区市町村が処理責任を負っており、全国の自治体で同様の取組を行っています。
コスト削減の工夫・余地	回収業務については、毎年競争入札により業者を決定しています。回収業務の委託先は、区からの要請を受けて直ちに出勤できる人員体制を常に確保しています。また腐乱死体や轢死体の回収等、業務の困難性から相応のコストは掛かります。埋葬についても、地方によっては清掃工場で焼却しているところもあるようですが、23区の清掃工場では条例により受入を行っていません。運搬・処理(埋葬)業者については、特殊な専門業者しか処理できないため業者指定となっています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	(1) 動物死体の発生場所からの回収とみなとりサイクル清掃事務所までの運搬及びペットについては動物死体処理手数料の徴収代行 (2) みなとりサイクル清掃事務所から動物死体を回収して合同火葬の後、動物慰霊碑に埋葬する業務 ※(1)と(2)については委託先が異なります。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	(1) 動物死体処理手数料と焼却・埋葬経費のかい離(受益者負担の妥当性) (2) 日曜日や年末年始等、みなとりサイクル清掃事務所の業務時間外は回収に対応できません。
次年度へ向けた事務の改善点	受益者負担の妥当性について、平成31年10月に予定している消費税増税予定を含め、処理手数料の見直しについて検討します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区民からのニーズもあり、今後も一定の回収量が見込まれることから、事業の継続は必要です。
② 事業の効果性	5	区民ニーズに的確に対応しており効果もあります。
③ 事業の効率性	5	回収、運搬・処理(埋葬)は民間業者に委託しており、手法は適当と思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	動物死体の回収は、生活環境の保全と公衆衛生を維持し、環境美化を図るため、区が担う事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	